

令和8年度白浜町まちなかにぎわい創出事業補助金公募要領 (白浜駅前地区)

賑わいの創出及び地域経済の活性化を図るため、町内の対象地区にある空き店舗等を活用して新たに事業を開始する者に対し、その費用の一部を補助します。

1 補助対象者

1. 補助対象者

- ①白浜駅前地区において、新たに事業を行う方。
- ②納税義務がある市区町村において、市区町村税を滞納していない方。
- ③資格や許認可を必要とする事業を行う場合は、事業開始までに当該資格等を有する方。

2. 補助対象外者

下記のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- ①空き店舗等の所有者と同一世帯員又は生計を一にする場合、もしくは所有者の配偶者又は二親等以内の血族又は姻族に該当する場合。
- ②過去に当該補助金の交付を受けたことがある場合。
- ③白浜町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員等に該当する場合。
- ④その他、町長が補助対象者として適当でないと認める場合。

2 補助対象経費等

1. 補助対象経費

事業の用に供する外装又は内装工事費、水道、電気、ガス、空調設備等工事費及びこれらに係る諸経費（建物等に付随し、設置工事が必要となる設備機器等を含む。）。

ただし、備品の購入及び備品等の取付等に係る費用を除く。

2. 補助率及び補助上限額

	補助率	補助上限額	その他
特別枠※	3分の2	100万円	町内の事業者には改修工事等を依頼する場合、10万円加算。
一般枠 (上記以外の事業)	2分の1	70万円	

※店舗内照明により、店舗に面する道路周辺の明るさを特に高める効果が認められる事業

<その他>

- ①補助対象事業の実施に町内に事業所を有する業者が含まれる場合は、算定された補助金の額に10万円を加算します。
- ②補助対象事業に要する経費に対し、国、県、他の市町村及びその他これらに準ずる団体から補助金等の交付を受けている場合（予定又は見込みを含む。）は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとします。

3 補助対象事業

1. 補助対象事業

- ①一定期間使用されていないと認められる物件であること。
- ②週5日以上かつ1日4時間以上営業すること。
- ③開業後1年間継続して行う事業であること。
- ④改修工事が当該年度内に完了する事業であること、かつ、実績報告書を年度内に提出すること。

2. 補助対象外事業

ただし、下記のいずれかに該当する事業は、補助対象事業となりません。

- ①大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の対象となる施設及び当該施設内のテナント型店舗での事業
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業
- ③社会通念上公序良俗に反する事業
- ④宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ⑤宿泊業（日本標準産業分類に定める宿泊業及びこれに類する形態の事業を含む。）
- ⑥フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業
- ⑦事務所又は倉庫等として利用する事業
- ⑧自宅兼店舗での事業
- ⑨無人販売店舗での事業
- ⑩その他町長が適当でないと認める事業

4 申請等に係る手続き

1. 交付申請

(1) 受付開始日

令和8年9月15日（火）から受付開始

※申請書類は、必ず工事着工前にご提出をお願いします。予算上限に達し次第、申込みを締め切ります。

(2) 申請書類

次の書類を提出先まで持参又は郵送により提出してください。

- ① まちなかにぎわい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号添付資料）
- ③ 収支予算書（様式第1号添付資料）
- ④ 空き店舗等に該当する旨の届出書及び改修承諾書（様式第1号添付資料）
- ⑤ 誓約書（様式第1号添付資料）
- ⑥ 空き店舗等の位置図及び平面図
- ⑦ 改修前の店舗外観及び内観の写真
- ⑧ 店舗改修費の内訳がわかる見積書の写し
- ⑨ 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- ⑩ 納税証明書

※申請書類様式データは、白浜町公式ホームページからダウンロードできます。

2. 交付決定

申請書類の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行います。

3. 事業変更に係る手続き

事業内容に大きな変更が生じる場合は、必要に応じ、補助事業の変更（中止）申請書（様式第4号）及び必要書類の提出が必要になる場合がありますので、事前に白浜町観光課観光商工係までご相談ください。

4. 実績報告に係る手続き

(1) 報告期限

補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の報告書類を提出してください。期限内に実績報告がない場合、補助金の交付ができない可能性がありますので、注意してください。

(2) 報告書類

次の書類を提出先まで持参又は郵送により提出してください。

- ① まちなかにぎわい創出事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ② 事業実績書（様式第7号添付資料）
- ③ 収支決算書（様式第7号添付資料）
- ④ 改修後の店舗外観及び内観の写真
- ⑤ 店舗改修費の内訳がわかる請求書、領収書の写し

※報告書類様式データは、白浜町公式ホームページからダウンロードできます。

5 提出先及び問い合わせ先

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町観光課 観光商工係

電 話 0739-43-6588

FAX 0739-43-7825

E-mail kankoshoko@town.shirahama.lg.jp